

■国民健康保険「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新時期です

現在お持ちの認定証の有効期限は、**7月31日**です。
8月以降も引き続き必要な方や医療費が高額になると見込まれる方は、8月中（8月1日以降）に保険年金課、西部・東部出張所、市民窓口ステーションの窓口で申請をお願いします。
申請により交付される認定証の種類・自己負担限度額は、年齢や世帯の課税状況によって異なります。



■国民健康保険制度の70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額が改定となります

自己負担限度額（月額）は、病院などで1カ月に支払う自己負担の限度額のことです。自己負担限度額を超えて負担した場合には、高額療養費の支給対象となります。

変更前

《平成29年7月まで》

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	44,400円	80,100円 ＋（医療費－267,000円）×1%
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

変更後

《平成29年8月～平成30年7月》

所得区分	外来（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	57,600円	80,100円 ＋（医療費－267,000円）×1%
一般	14,000円 （8月～翌年7月の年間限度額144,000円）	57,600円
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円

用語解説

- 現役並み所得者：医療費の自己負担割合が3割の方
- 低所得者Ⅱ：住民税非課税世帯で、低所得者Ⅰ以外の方
- 低所得者Ⅰ：住民税非課税世帯で、各世帯員の所得が0円の方

ご不明な点は、お問い合わせください

- 国民健康保険・後期高齢者医療保険に関すること＝保険年金課保険グループ☎内線 254～257・262
- 介護保険に関すること＝高齢福祉課介護保険グループ☎内線 278・282

保険年金課・高齢福祉課
各保険証についてのお知らせ

問い合わせ

- 国民健康保険・後期高齢者医療保険に関すること＝保険年金課保険グループ☎内線 254～257・262
- 介護保険に関すること＝高齢福祉課介護保険グループ☎内線 278・282

■平成29年度の「国民健康保険税」「後期高齢者医療保険料」「介護保険料」の納税（納入）通知書を、7月中旬に郵送します

通知書が届いたら内容をご確認いただき、ご不明な点がございましたら担当課にお問い合わせください。
昨年度まで特別徴収（年金天引き）で納付していた方でも、世帯構成の異動や所得などの関係で、普通徴収（現金または口座振替）に変更になっている場合があります。徴収方法は通知書に明記されていますので、納付忘れがないようお願いします。

●普通徴収第1期の納期限は**7月31日**です

普通徴収（現金または口座振替）の第1期の納期限は、**7月31日（月）**です。期限までに納付をお願いします。
口座振替をご利用の方は、納期限の前日までに残高をご確認ください。

●納付方法について

納付書を持参し、納付書裏面に記載されている納付場所で納付してください。納期限内のものに限り、コンビニエンスストアでも納付が可能です。

口座振替をご希望の方は、預貯金通帳と通帳届出印を持参し、取扱金融機関または市役所、西部・東部出張所、市民窓口ステーションで手続きをお願いします。

インターネットを利用したクレジットカードによる納付（国保税のみ）については、市公式ホームページをご覧ください。

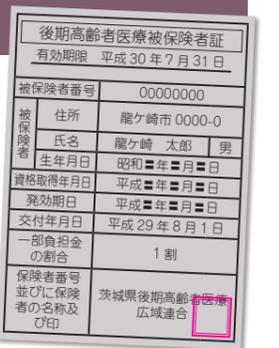


■新しい「後期高齢者医療被保険者証」を郵送します【75歳以上の方】

現在お持ちの「後期高齢者医療被保険者証」（ピンク色の大きめのもの）の有効期限は、**7月31日**です。

75歳以上の方（一部65歳以上の方）には、新たな有効期限の被保険者証（緑色）を簡易書留でお送りします。8月1日以降は、新しい被保険者証を医療機関などの窓口にご提示ください。

★有効期限が7月31日までの被保険者証（ピンク色）は、8月1日以降にご自身で裁断などしてから処分してください



■新しい「国民健康保険高齢受給者証」を郵送します【国保加入の70歳～74歳の方】

現在お持ちの「国民健康保険高齢受給者証」（青色のカード）の有効期限は、**7月31日**です。保険証の有効期限（平成30年3月31日）とは異なりますので、ご注意ください。

70歳～74歳の方には、新たな有効期限の高齢受給者証をお送りします。8月1日以降は、保険証と一緒に新しい高齢受給者証を提示してください。

なお、新しい高齢受給者証の窓口（一部）負担金割合は、平成28年中の所得により決定しています。

★有効期限が7月31日までの受給者証は、8月1日以降にご自身で裁断などしてから処分してください

